

自転車販売店の
みなさまへ

平成29年4月1日にスタート！

千葉県自転車条例

条例では自転車販売や点検整備の機会を通じて、お客様に自転車の安全な利用に関する情報の提供・助言に努めていただくことを規定しています。以下のシートをご活用いただいてお客様への**アドバイス**をお願いします。

ちばサイクルール

～自転車に乗る前のルール～

①自転車保険に入ろう

万が一の事故に備えて、自転車賠償保険等に参加しましょう。

②点検整備をしよう

タイヤの空気圧やブレーキ・ライトなどの点検・整備をしましょう。

③反射器材を付けよう

車体の前後だけではなく、側面にも反射器材を取り付けて、道路横断時に車から発見しやすくしましょう。

④ヘルメットをかぶろう

特に、子ども(高校生以下)と高齢者(65歳以上)が自転車に乗るときは、ヘルメットを着用しましょう。

⑤飲酒運転はやめよう

お酒を飲んだら絶対に運転はしないようにしましょう。



チーバくん

～自転車に乗るときのルール～

①車道の左側を走ろう

自転車は車の仲間で車道通行が原則です。車道を通行するときは道路の左端に寄って通行しましょう。

②歩いている人を優先しよう

例外的に歩道を通行するときには、すぐに停止できる速度で、歩行者の通行を妨げないようにしましょう。

③ながら運転はやめよう

傘さし、スマホ・携帯、ヘッドホン使用などの「ながら運転」はやめましょう。

④交差点では安全確認しよう

交差点では、信号や標識に従うだけでなく、徐行や一時停止するなど、安全を確認して通行しましょう。

⑤夕方からライトをつけよう

夕暮れ時は事故が起きやすいことから、暗くなる前に早めにライトを点灯しましょう。



【お問い合わせ】

千葉県くらし安全推進課

電話 043-223-2263 FAX 043-221-2969

平成29年3月作成